

○紛議調停規則施行細則

(目的)

第1条 この細則は、山形県司法書士会（以下「**国会**」という。）紛議調停規則（以下「**規則**」という。）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、「**会則**」、「**委員会**」及び「**委員**」とは、それぞれ規則第1条並びに第3条に規定する**会則**、**委員会**及び**委員**をいう。

(紛議調停の対象)

第3条 紛議調停は、会員の業務に関する全ての紛議について調停するものであり、会員相互の紛議も含まれる。ただし、司法書士業務に無関係の個人的な紛議並びに業務に関係があっても、訴訟事件等について相手方当事者側の会員に対する当該事件にかかわる紛議及び会員からの報酬の支払等依頼者に対するものを除く。

(請求者の範囲)

第4条 規則第2条にいう「請求する者」の範囲は、原則として、依頼者、その相続人等の承継者及びそれらの代理人若しくは利害関係人並びに**会則**第5条に定める全ての会員とする。

(請求書の記載)

第5条 規則第2条の請求書には、請求の趣旨、要点を明らかにし、次の事項を記載するほか、当会に備え置く別紙様式（1）の紛議調停請求書を用いることができる。

- (1) 請求者の氏名、住所又は名称、代表者及び事務所の所在地
- (2) 相手方（会員）の事務所の所在地、氏名又は名称、代表者名
- (3) 請求の趣旨
- (4) 紛争の実情
- (5) 資料の目録
- (6) 利害関係人又は参考人があるときは、その氏名、住所及び事件との関係
- (7) 希望調停期日
- (8) 請求年月日

2 代理人による請求の場合は、代理権限を証する書面を添付する。

3 本会は、第1項の請求書を受理したときは、請求書1枚目の余白に受理印を押捺し、事件番号を記入して、第13条の調停事件簿に所要事項を記載したうえ、調停事件記録を調整する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱のときから2年とする。ただし、任期が満了した場合において、退任すべき委員が関与する紛議調停がなお継続中であるときは、当該調停が終了するまでの間に限り、当該委員は引き続きその職務を行う。

(除斥、忌避、回避)

第7条 規則第5条にいう「自己に関する」とは、委員又は委員の所属する司法書士法人の法人会員、その他の団体、若しくは委員を使用する司法書士会員、司法書士法人会員、その他の団体が、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 事件の当事者であるとき
- (2) 事件の当事者と契約関係、利害関係、親族関係を有するとき

(調停期日の実施等)

第8条 部会は、請求を受理した日から、1か月以内に期日を定めて当事者の出席を求め、期日の1週間前までに調停の期日及び場所を通知する。その際相手方には併せて請求書の副本を送付する。

- 2 第2回目以降の期日は、当事者が出席できる事情を勘案して、部会が1か月以内の期日を定める。この場合、必要であれば休日を期日とし、適宜の場所に出席を求めることができる。
- 3 第1回目の期日に相手方がなすものを除き、当事者の期日変更の申出は、正当な事由がなければすることができない。

(当事者の出席義務)

第9条 当事者は、期日に本人が出席しなければならない。ただし、部会の承認を得て代理人を出席させることができる。代理人は、部会に代理権限を証する書面を提出しなければならない。

- 2 代理人が調停の進行に妨げとなると認められるときは、部会はいつでも前項の承認を取り消すことができる。
- 3 当事者が期日に出頭できず代理人も選任できない正当な事由があるときは、部会の指示に従い文書で意思表示をするなど適宜の方法を用いて調停を進めることができる。

(費用の負担)

第10条 規則第11条の当事者に負担させることができる。「特別に要する費用」とは、当事者以外の者に対する事情聴取等の際の当該参考人や利害関係人(規則第8条)への交通費、現場検証を要する場合の交通費、専門家の鑑定費用等をいう。

(調停不成立の告知)

第11条 不成立により調停が終了した旨の当事者に対する告知は、書面又は口頭等適宜の方法による。

(調停書)

第12条 規則第14条に定める調停書は、別紙様式(5)によるものとし、調停が成立したときは、部会は、当事者及び利害関係人に対し、調停条項を読み聞かせ、署名又は記名押印させる。

(備付記録)

第13条 本会は、調停記録のほか、規則第15条に定める記録として、別紙様式(2)によ

る調停事件簿、調停書原本簿、期日記録簿を備えなければならない。

- 2 委員会は、前項の記録を調整し、部会は、期日の都度、当事者の主張、調停の経過や今後の方針等を記録し、それに提出された関係書類の写し等も添え、事件毎の期日記録表を別紙様式(3)により作成し、期日記録簿を調整する。

(閲覧・謄写請求書及び調停結果報告書)

- 第14条 規則第16条に定める閲覧・謄写の請求書は、別紙様式(6)、規則第17条に定める調停結果報告書の様式は、それぞれ別紙様式(7)及び(8)によるものとする。

(会員不出頭の場合の処置)

- 第15条 会長は、規則第18条により処置を求められた会員に対する事前措置として、別紙様式(4)により出頭勧告をしなければならない。

(委員の旅費日当)

- 第16条 委員に対する旅費については、本会の旅費等支給規定により支給する。

(規則の改廃)

- 第17条 この細則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則の改正は、平成29年3月18日（理事会承認の日）から効力を生ずる。

紛議調停請求書

平成 年 月 日

山形県司法書士会 御中

請求者

印

請求者（貴方または貴社について書いてください。）

氏名又は名称 _____ (代表者)

住所又は事務所 〒 _____

連絡先 電話 _____ F A X _____

相手方（調停を求める司法書士について書いてください。）

氏名又は名称 _____

事務所 〒 _____

相手方の司法書士との関係（当てはまるものに○をつけてください。）

- 1 仕事を依頼した司法書士
2 その他（ _____ ）

相手方とはどのような事情でいつ接触しましたか。（当てはまるものに○をつけてください。）

- 1 知人の紹介
2 広告・電話帳・ホームページ
3 司法書士会の斡旋
4 その他（ _____ ）

昭和・平成 年 月 日 頃

紛争となっているのはどんな事件ですか。（当てはまるものに○をつけてください。）

- 1 登記
2 不動産取引
3 相続
4 他重債務・破産
5 裁判手続き
6 供託
7 成年後見
8 その他（ _____ ）

紛議調停規則施行細則 別紙様式(1) 3-2

参考人・利害関係人 (事情等について聴いてもらいたい人があれば書いてください。)

氏名 _____

住所 〒 _____

連絡先 電話 _____ F A X _____

事件との関係

資料目録 (提出される資料を書いてください。)

1 -----
2 -----
3 -----
4 -----
5 -----

希望調停期日 (出頭にご都合のよい日時を書いてください。)

第1回	平成	年	月	日	午前	・	午後	時	分
第2回	平成	年	月	日	午前	・	午後	時	分
第3回	平成	年	月	日	午前	・	午後	時	分

紛議調停規則施行細則 別紙様式(2)

平成 年 (紛議)

受付番号			
受付日時	年 月 日	年 月 日	年 月 日
請求者			
相手方			
紛議事件種別	1. 登記 2. 不動産取引 3. 相続 4. 多重債務・破産 5. 裁判手続 6. 供託 7. 成年後見 8. その他 ()	1. 登記 2. 不動産取引 3. 相続 4. 多重債務・破産 5. 裁判手続 6. 供託 7. 成年後見 8. その他 ()	1. 登記 2. 不動産取引 3. 相続 4. 多重債務・破産 5. 裁判手続 6. 供託 7. 成年後見 8. その他 ()
終局月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
結果	1. 成立 2. 不成立 3. 取下 4. 終了 5. その他	1. 成立 2. 不成立 3. 取下 4. 終了 5. その他	1. 成立 2. 不成立 3. 取下 4. 終了 5. その他
保存	始期	年 月 日	年 月 日
	終期	年 月 日	年 月 日
	記録廃棄	年 月 日	年 月 日
備考	担当	担当	担当

紛議調停規則施行細則 別紙様式（４）

山形司発第 号
平成 年 月 日

会 員 殿

山形県司法書士会
会 長

印

出 頭 勧 告 書

紛議調停の制度は、司法書士と依頼者間等の紛議を司法書士会が調停することにより、国民の司法書士や司法書士会に対する信頼を維持していくために、また、司法書士自治のひとつとして法定されているものです。

本会会則第 110 条には出頭義務が規定されており、紛議調停規則第 18 条には 3 回以上不出頭の場合、委員会は会長に対し適当な処置を求めることができる旨定められています。

さて、本会紛議調停委員会に、様から貴職に対し、調停の請求がなされ、同委員会より調停期日への出頭につき度々通知をいたしました。貴職におかれては、不出頭につき何らの理由の説明もなく、全く出頭されません。

そのため、今般、前記規則に基づき、紛議調停委員会より本会に対し、処置の要請がありました。

よって、本会は、貴職に対し、下記の調停期日に出頭されるよう勧告します。

もし、この期日呼出しに正当の理由なく応じられないときは、会則違反として処置いたします。

記

日 時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分
場 所

以上

紛議調停規則施行細則 別紙様式（5） 3-1

調停委員 認 印			
-------------	--	--	--

調 停 書	
事件の表示	平成 年 (紛調) 第 号
期 日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
場 所 等	
調停委員 調停委員 調停委員	
当事者の表示	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 請 求 者 住所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 氏名 Ⓜ </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 請 求 者 代 理 人 住所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 氏名 Ⓜ </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 相 手 方 住所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 氏名 Ⓜ </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 相 手 方 代 理 人 住所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 氏名 Ⓜ </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 利 害 関 係 人 住所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 氏名 Ⓜ </div>

紛議調停規則施行細則 別紙様式（6）

紛議調停事件記録等閲覧・謄写申請書

申請年月日		平成 年 月 日	部会認印	
申請の区分		1. 記録・証拠 2. 閲覧・謄写	許・否	
事件の番号		平成 年 (紛調) 第 号		
当事者 氏名	請求者			
	相手方			
閲覧・謄写の目的				所要見込時間
				日 時間
		交付 月 日	受領印	
閲覧・謄写の部分				
		返還 認印		
申請人	資格	1. 当事者 2. 代理人 3. 利害関係人 4. その他 ()		
	住所			
	氏名	Ⓜ		
閲覧・謄写人氏名				

紛議調停規則施行細則 別紙様式（7）

平成 年 月 日

山形県司法書士会紛議調停委員会

委員長

殿

山形県司法書士紛議調停委員会

部会

調停委員

㊞

調停委員

㊞

調停委員

㊞

紛議調停事件結果報告書（1）

請求者

相手方

上記当事者間の平成 年（紛調）第 号紛議調停事件は、
平成 年 月 日下記により終了しましたので、その結果について報告いたします。

記

以上

紛議調停規則施行細則 別紙様式（8）

平成 年 月 日

山形県司法書士会

会長

殿

山形県司法書士会紛議調停委員会

委員長

㊟

紛議調停事件結果報告書（2）

請求者

相手方

上記当事者間の平成 年（紛調）第 号紛議調停事件は、
平成 年 月 日下記により終了しましたので、事件の経緯と結果について
報告いたします。

記

以上